

平成19年度における短期借入金の借換えについて

1. 法的根拠と手続き

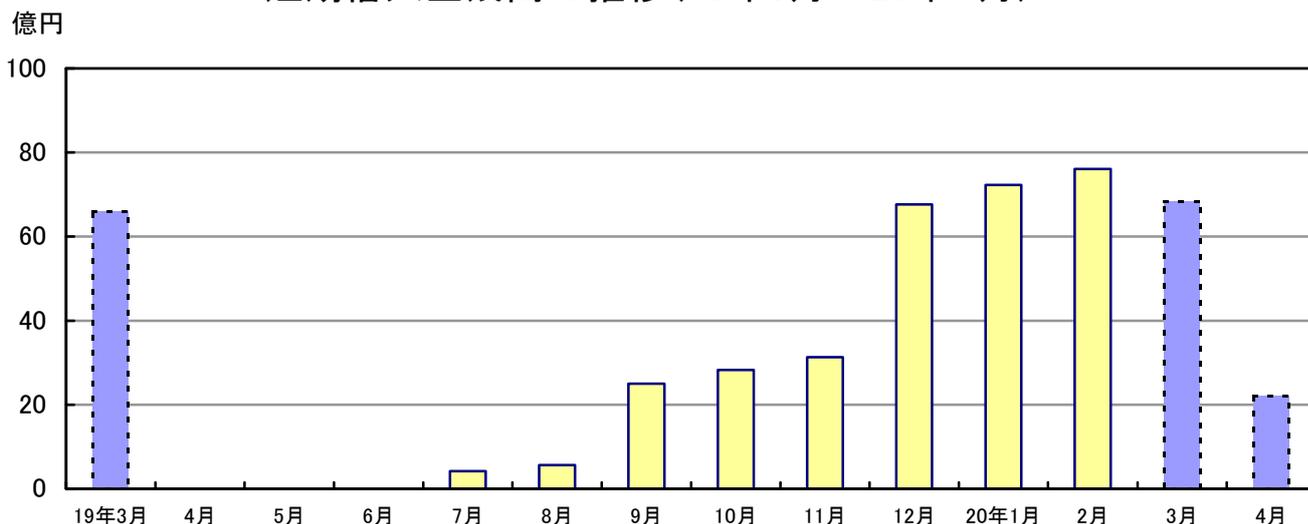
地方独立行政法人は、中期計画に掲げた短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入れすることができるが、この短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならないとされている（地方独立行政法人法第41条第1項・第2項）。

ただし、資金不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換える（年度越えする）ことができる。（第41条第2項但書）

また、設立団体の長は、借換えの認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。（第41条第4項）

2. 大阪府立病院機構における短期借入金の状況

短期借入金残高の推移（19年3月～20年4月）



3. 短期借入金の借換え金額

借換え見込額（短期借入残高見込額）

68.4 億円

借換の時期

平成20年3月31日

【算定の考え方】

①短期借入金残高（平成20年2月末現在）	76.1 億円
②今後の資金余剰見込額	7.7 億円
平成20年3月の受入資金	61.8 億円
" 支払資金	54.1 億円
③平成19年度末短期借入見込額（①+②）	68.4 億円

(参考) 中期計画で定める短期借入金の限度額

160 億円